令和6年度　生徒服装・髪型・学用品の規定

この規定は本校の教育方針に従い、学校内外において、常に本校生徒としての品位を保ち、自己の向上を目指すと共に、生徒相互の自覚と協力により、いつも爽やかな身だしなみで、好感を与え、楽しく有意義な学校生活を過ごすことができるよう、自主的な行動の指針として設けるものである。

制服について

1　冬服・夏服・合服は、学校指定のもので、適正サイズで正しい着こなしをする。
2　式典や集会の場合は、指定された正装をする。

靴下について

1　学校指定のものと、無地（小さなワンポイント可）で、白色・紺色・黒色を原則とする。
2　正装のスカート着用時には、学校指定の靴下を着用する。（タイツ可）

防寒着について

1　ジャンパーは、無地（小さなワンポイント可）で、黒色・紺色・茶色・灰色・白色を原則とし、ファッション性を重視したものは禁止する。
2　部活動で揃えているジャンパーは、生徒育成部に申請し許可を得て着用する。
3　コートは、無地（小さなワンポイント可）で、黒色・紺色のダッフルコートとピーコートのみ認める。
4　以下のジャンパーとコートは禁止する。
　⑴ファー付（フードや袖の毛付）のジャンパー
　⑵パーカー（男子学ランの下は許可するが、フードを出さないこと）
　⑶ベンチコート
　⑷革ジャン
　⑸その他、就学にふさわしくないファッション性重視のジャンパーやコート
5　マフラー（スヌードは禁止）・ネックウォーマー・手袋・ニット帽子は許可するが、ファッション性を重視したものは禁止する。
6　スカート着用時のタイツは、黒色・紺色とし、厚さは、80デニール以上とする。

頭髪について

1　頭髪はいつも爽やかにし、自主的に規定に合う髪型を保つこと。
2　男子の基準を以下に定める。
　⑴前髪は、目にかからないようにする。
　⑵横髪は、耳にかからないようにする。
　⑶後ろ髪は、襟にかからないようにする。
3　女子の規準を以下に定める。
　⑴前髪は、目にかからないようにする。
　⑵前髪を伸ばすときは、飾りのない黒色・紺色のヘアピンで留める。
　⑶後ろ髪は、肩以上になれば、後ろで束ねる。

⑷後ろで束ねた場合は、前から見て、束ねた髪が見えないようにする。
⑸髪を結ぶゴムは、無地の黒色・紺色・茶色とし、飾りのついた髪留めや、ヘアーバンドは禁止する。

4 以下の加工等を禁止する
⑴パーマおよびカール
⑵染色・脱色・ヘアーマニキュア・ヘアードライヤー焼け等の変色
⑶左右非対称の髪型・モヒカン・極端な刈込み・編み込み等の奇異な髪型
⑷整髪料や薬品等の使用による特殊な髪型
⑸ヘアーエクステンションの使用

通学用バッグについて

1 通学バッグは自由とするが、高校生の就学に適しているバッグとする。
≪学校指定バッグ・バッグパック・リュックサック・エナメルバッグ等≫
2 就学にふさわしくないバッグは禁止する。
≪華美なバッグ・ブランドバッグ・キャスターバッグ等≫
3 ウエストポーチやショルダーバッグは、授業がない場合のみ許可する。

通学用靴について

1 学校指定の革靴・グラウンドシューズおよびスニーカーとする。
2 スニーカーは、ハイカットやファッション性重視のものは禁止する。また、体育授業には使用できません（人工芝専用のため）。

スマートフォン（携帯電話）について

1 校内での使用は禁止し、守れない場合は、校内への持ち込みを禁止する。
2 校内に持ち込む場合は、電源を切り、各自で保管し、盗難・紛失に注意する。
3 学校は、紛失等のトラブルについて、一切責任を負わない。
4 修学旅行や宿泊研修等、学校行事への持ち込みは、関係者で協議し決定する。
5 校外においても、使用のマナーとモラルを厳守する。
6 SNS への投稿や、写真や動画の掲載も注意する。

その他

1 眉毛は、整える程度は許可するが、加工をしない。
2 くちひげ・あごひげ・もみあげを伸ばさない。
3 化粧品の使用と所持・持ち込みをしない。（リップクリームは無色を許可する）
4 カラーコンタクト・まつ毛の加工・アイプチ等をしない。
5 指輪・ブレスレット・ネックレス・イヤリング・ピアス等の使用をしない。
※ピアス穴を空けない
6 爪は伸ばさず清潔にし、ネイルをしない。
7 携帯扇風機やアームカバーは登下校で許可するが、校内では使用しない。
8 制服・体操服・実習服・スリッパ等への落書きや改造等をしない。
（制服の補正は、担任と生徒育成部の許可を得ること）
9 身体にタトゥーをしない。
10 学用品には、全て記名する。